◎裁判所職員定員法の一部を改正する

法律

(平成二〇年四月一一日法律第一一号)

提案理由(平成二〇年三月一九日・衆議院法務委員会)

ついて、その趣旨を御説明いたします。 ○鳩山国務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に

を図る等のため、判事の員数を四十人及び判事補の員数を三十 正かつ迅速な処理を図るとともに、裁判員制度導入の態勢整備 ありまして、その内容は、民事訴訟事件及び刑事訴訟事件の適 理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので この法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処

五人増加しようとするものでございます。 以上が、この法律案の趣旨でございます。

うお願いいたします。 何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよ

二、衆議院法務委員長報告(平成二〇年三月二七日)

て、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ ○下村博文君 裁判所職員定員法の一部を改正する法律 ただいま議題となりました法律案につきまし

のであります。 め、判事の員数を四十人、判事補の員数を三十五人増加するも の適正かつ迅速な処理、裁判員制度導入の態勢整備等を図るた 本案は、下級裁判所における民事訴訟事件及び刑事訴訟事件

法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五日質疑を行い、 採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと 本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日鳩山

決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(平成二〇年四月九日)

て、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げま ○遠山清彦君 ただいま議題となりました法律案につきまし

ります。 を四十人、判事補の員数を三十五人増加しようとするものであ るため、裁判所職員の定員を改め、 裁判官のうち、 判事の員数

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図

質の確保、裁判員制度の円滑実施に向けての問題点、裁判外紛 委員会におきましては、将来的な法曹人口の在り方と法曹の

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

す。 なが行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いま が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いま が発察、警察当局の捜査及び事後対応の在り方等について質 争解決手続の定着と制度の周知徹底、いわゆる氷見事件等にお

案どおり可決すべきものと決定いたしました。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原

以上、御報告申し上げます。